

飯塚市社会教育関係団体の登録に関する要綱

平成19年4月1日
教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第10条に規定する社会教育関係団体(以下「関係団体」という。)を把握し、協力体制を構築するために行う関係団体の登録については、この告示の定めるところによる。

(登録の要件)

第2条 この告示において、原則として次の条件を満たす関係団体を登録の対象とする。

- (1) 法第2条に規定する社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 入会に関し特定の資格又は条件を必要とせず、市民が自由に加入又は脱退できること。
- (3) 原則として10人以上の会員を有し、その過半数が市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学している者であること。
- (4) 公の支配に属さず、自主的な団体であること。
- (5) 代表者、役員等の組織又は規約、会則等が整備され、民主的に運営されていること。
- (6) 自ら経理し、監査することができる機構を有すること。
- (7) 社会教育並びに文化振興に寄与すると認められる自主活動及び教育委員会(以下「委員会」という。)が行う事業の支援を継続的に行うことが見込まれること、又は既にその実績があること。

(登録の申請)

第3条 関係団体に登録をしようとする団体(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添付した申請書を教育長に提出しなければならない。

- (1) 規約、会則等
- (2) 役員名簿及び会員名簿(連合体の場合にあっては、構成団体名簿)
- (3) 当年度の事業計画書及び予算書
- (4) 前年度から引き続き事業を行っている場合は、前年度の事業実績報告書及び決算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める資料

(登録の決定通知)

第4条 教育長は、申請書を受理したときは、社会教育委員の会議において意見を聴いて登録を決定し、申請者にその旨を記載した書面で通知するものとする。

(届出)

第5条 登録された関係団体(以下「登録団体」という。)は、次のいずれかに該当したときは、変更届を教育長に提出しなければならない。

(1) 申請書の記載内容に変更が生じたとき。

(2) 団体が解散したとき。

(登録の取消し)

第6条 教育長は、登録団体が、次のいずれかに該当したときは、登録を取消し、当該団体にその旨を記載した書面で通知するものとする。

(1) 登録団体から取消の申出があったとき。

(2) 第2条に規定する登録の要件を満たさなくなったことを教育長が認めるとき。

(3) 登録団体が解散したとき。

(4) 登録団体が次の行為を行ったとき。

ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為

イ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になる行為

ウ もっぱら営利を目的とした事業又はそれに類する行為

エ 特定の政党の利害に関する事業又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持する等の政治活動

オ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派等を支援する宗教活動

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、決定の日から1年とする。

(情報の提供)

第8条 市民又は入会希望者から登録団体に関する照会があったときは、原則として申請書に記載されている内容について情報提供を行うものとする。

(委任)

第9条 登録の申請に係る申請書の様式、その他の登録について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月27日 教育委員会告示第1号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。